令和３年１０月１２日　第３４号
編集　厚生労働省　社会・援護局
地　域　福　祉　課
生活困窮者自立支援室

生活困窮者自立支援制度ニュースレター

この号の内容

１　巻頭言

２　自治体短信

３　制度のご紹介

４　ＱＡ

今後の予定
＜生活困窮者自立支援制度人材養成研修＞
- １０月　８日　家計改善支援事業従事者養成研修
- １０月２９日　相談支援員研修

＜生活困窮者自立支援全国研究交流大会＞
- １１月１３日　全体会１
- １１月１４日～２７日　分科会
- １１月２７日　全体会２

令和２年春以降、日本で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という。）の影響は現在も続いており、地域によっては４回にわたり緊急事態宣言が発出され、飲食の場面に対する対策の強化や人と人との接触機会を減らすために、人の流れを抑制するための取組、積極的な検査の実施など、一丸となって徹底した感染防止策に取り組んでいます。新型コロナの影響により、令和２年度は自立相談支援機関へ約74.5万件の相談が寄せられるなど、現場の状況も一変しており、今後も新型コロナの影響が続くことが予想されます。

既に前号にて、新型コロナの、感染拡大の影響を特に受けた女性、非正規労働者、飲食業・宿泊業といった分野で就労している方々が新たな支援者層として顕在化してきたことや、自立相談支援機関の相談件数や緊急小口資金等の特例貸付などが急増していることはご紹介させていただきました。

新型コロナの感染拡大の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で、特例貸付を利用できない方のために、「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を創設しました。自治体の皆様のご協力により予定通り７月以降申請の受付を開始することができ、８月末時点で約5.0万件の支給決定がなされております。当初、申請期間は８月末までとしておりましたが、新型コロナの影響を踏まえて１１月末まで延長しておりますので、引き続きご対応のほどよろしくお願い申し上げます。

今号では、前述した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」制度のご紹介のほか、『「断らない相談」が育む相談支援体制』を目指した地域連携・庁内連携の事例として、神奈川県座間市の取組をご紹介します。

厚生労働省　社会・援護局　地域福祉課　生活困窮者自立支援室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　電話03-5253-1111（代表）（内線2893）　ＦＡＸ03-3592-1459

自治体短信　このコーナーでは、自治体の取組など自治体の「いま」をお伝えします。

神奈川県座間市の「いま」 ～「断らない相談支援」が育む連携体制～

座間市福祉部生活援護課　林　星一課長
自立サポート担当　　武藤　清哉主査
自立サポート担当　　吉野　文哉主事補

（１）はじめに

座間市は神奈川県のほぼ中央に位置し、約４キロ四方の市域に人口約１３万人が暮らす自治体です。

地名の由来は、続日本紀（しょくにほんぎ）や倭名類聚鈔（わみょうるいじゅしょう）の文中に出てくる夷参（いさま）や伊参（いさま）という言葉が「座間」という意味を持つ古い地名ではないかと伝えられています。江戸時代から続く伝統行事である、毎年５月４日・５日に１３メートル四方の大凧を掲揚する「大凧祭り」や、毎年７月下旬から８月中旬にかけて約５５万本のヒマワリが咲き誇る「ひまわり畑」は全国的にも知られ、今年、市制５０周年を迎えました。

（２）実施状況

本市では福祉部生活援護課が生活困窮者自立支援事業を担当しています。制度開始以来、毎年事業を拡充し、現在は自立相談支援事業（直営窓口）への「生活困窮者自立支援制度助言弁護士」の配置、「アウトリーチ支援」（委託）の実施の他、任意事業として「就労準備支援事業」「家計改善支援事業」「一時生活支援事業／地域居住支援事業」「生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業」を実施しています。今年６月からはひきこもりサポート事業として「居場所づくり」を開始しました。介護保険制度の生活支援コーディネーターと主任相談支援員が連携し、介護保険制度の生活支援体制整備事業の第一層協議体（ざまライフボート協議会）を立ち上げた経緯から、任意事業の委託先事業者などが第一層協議体に参加していることは、当市の「生活困窮者自立支援を通じた地域づくり」の特徴の一つと考えています。また同課では生活保護制度も所管し、被保護者家計改善支援事業の実施など、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との一体的な実施にも取り組んでいます。

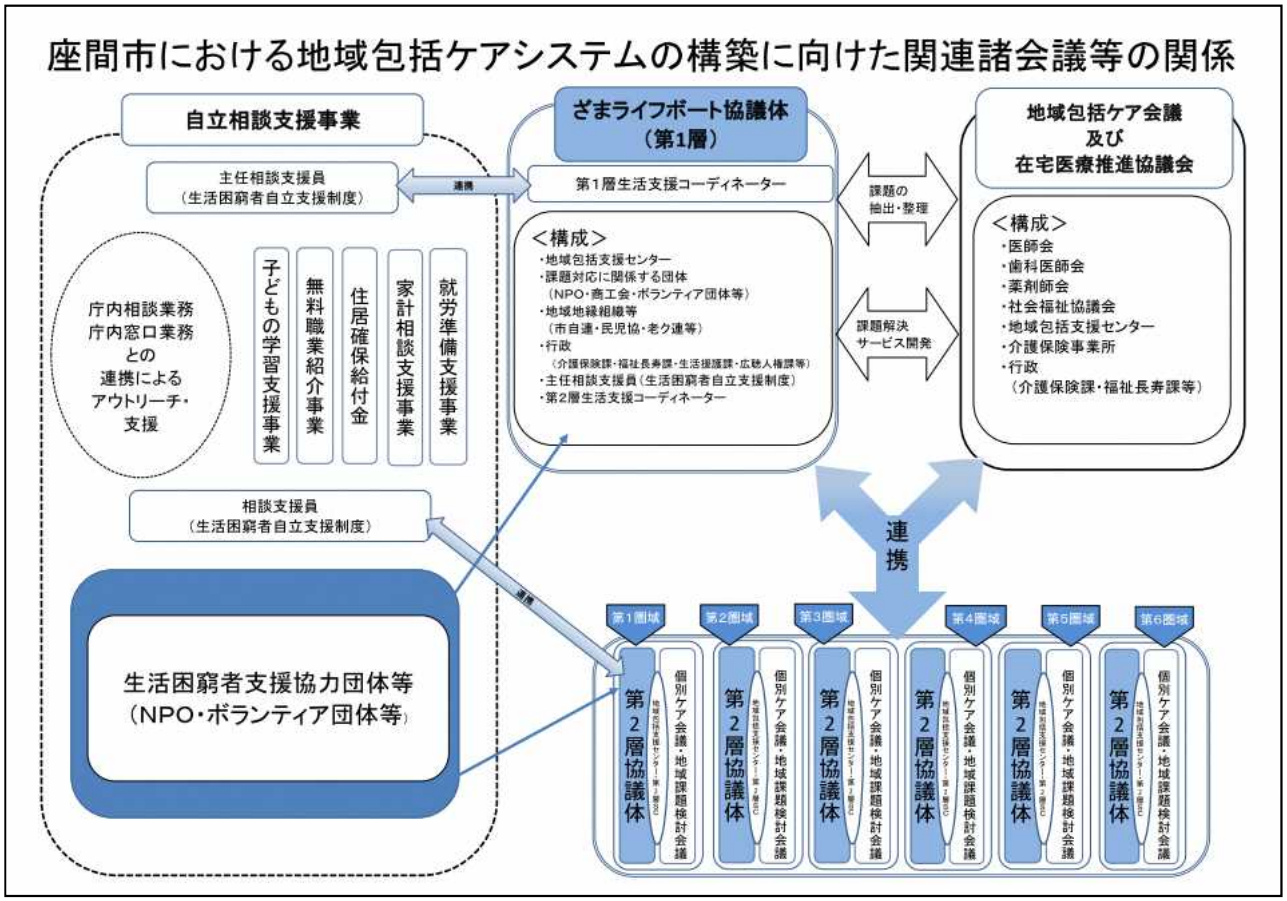

（３）地域と連携する（相談対応から生まれる「出会い（ご縁）」をつなげる）

生活困窮者自立支援制度の対象者は「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者（生活困窮者自立支援法第３条）」です。そうした“おそれのある状態”にある方の相談支援をはじめるにあたって当市では、とにかく相談を「断らない」ことを決め、早期に相談者が相談できるようすること、つながった相談をとにかく受け止めることを最優先としました。

取組を進める中で、制度の狭間に陥った相談者の複合的な生活課題を解決するには行政や制度の力だけでは足りず、地域の方々との連携が必須であることがわかってきました。以下は地域との連携体制が出来上がるまでの一例です。

制度初年度の平成２７年度、制度周知のため市内の相談機関やＮＰＯ法人等をローラー訪問しました。その一環で「ＮＰＯ法人ワンエイド」を訪問した時のことです。この団体は高齢者への生活支援を中心に活動していましたが、高齢者の様々な生活ニーズに応じていくうち居住のサポートもはじめた団体でした。「自分たちの団体もこれまでの取組を通じ、高齢者や母子家庭等の生活困窮が見えてきている。できることがあれば是非協力させてほしい」とのお話をその場でいただきました。その頃、自立相談支援事業では食料確保の方策について苦慮していたので、フードバンク活動についてお願いしたところ取り組んでいただけることになり、ＮＰＯワンエイドとの連携がはじまりました。

ワンエイドと食料支援で連携するうちに相談者の入居支援を行うことも増えてきました。

生活困窮者の入居支援は、物件の確保だけでなく、敷金等の入居時に必要な資金の確保、居住を継続できるための収入の確保、多重債務の解決など多岐に及びます。入居支援の事例を一件一件積み重ねていく中で、支援プランの作成や就労支援等を市自立サポート担当、家計改善支援を委託先の社会福祉協議会、入居相談等をワンエイドさんが担当する、といった支援の形が出来、任意事業「一時生活支援事業/地域居住支援事業」の実施につながりました。

このように相談支援を通して出会った地域の多様な主体が連携し、お互いの強みを活かして相談者を包括的に支援する毎日の中から生まれたのが、私たちが「チーム座間」と呼んでいるネットワークです。

地域の方々と連携しながら解決を模索し、ともに成功（ときには失敗）体験を共有することが地域連携の構築・強化につながると感じています。

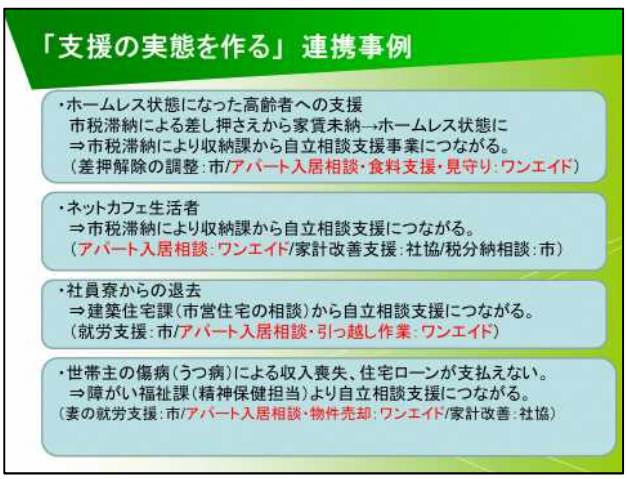

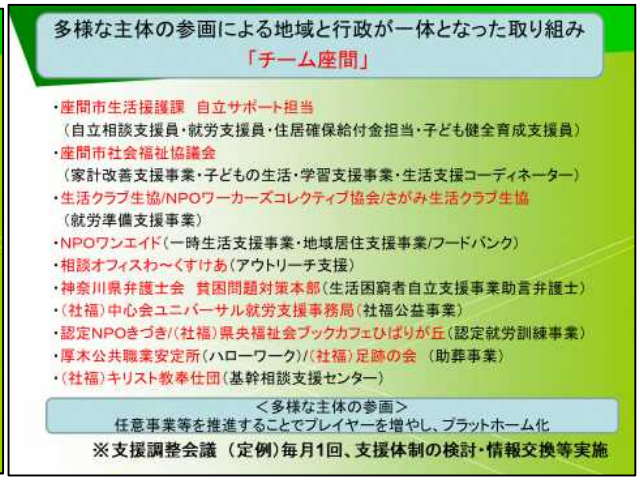

（４）「庁内で連携する」（「仕組み」を作り、「マインド」を育てる）

庁内連携については「つなぐシート」を活用している東京都足立区や、相談支援について全庁的な取組を実施しているや滋賀県野洲市を参考（※１）にしました。本市では庁内横断的な組織として「包括的支援体制構築ワーキングチーム」を設け、複合的な困りごとを抱える市民へ生活全般に渡る支援を包括的に届ける仕組みを検討しています。ここでは取組第１弾として開始した「つなぐシート」について説明します。

このシートは複合的な困りごとを抱える市民を窓口業務等で発見した場合に、職員が必要な行政サービスにつなぐためのシートとして用いるものですが、東京都足立区に視察に伺った際に「つなぐシート」が職員の意識向上にもつながっていることがとても印象的でした。このため当市でも相談をつなぐ“仕組みづくり”とあわせて、職員全員にわかりやすいメッセージを伝え、“庁内連携のマインドを醸成する”ツールとしても「つなぐシート」を活用することとし、シート導入後も職員研修や相談チャートの作成等を実施するなど市民の困り事に全庁的に向き合う体制づくりを継続しています。

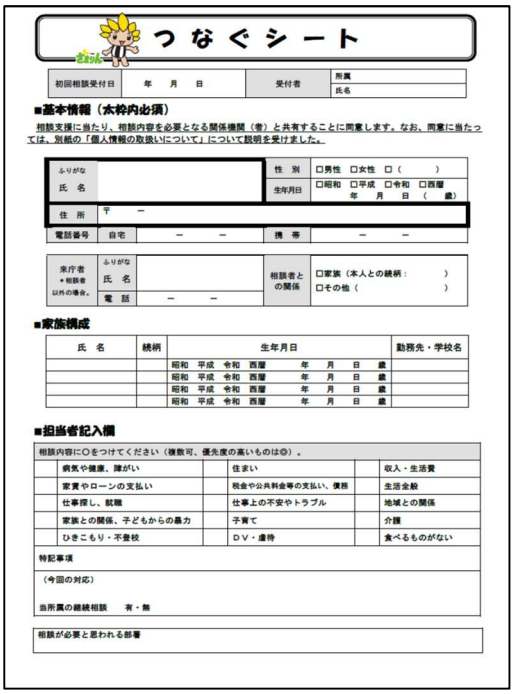
つなぐシート

初回相談受付日　年　月　日　受付者　所属　氏名

■基本情報（太枠内必須）

相談支援に当たり、相談内容を必要となる関係機関（者）と共有することに同意します。なお、同意に当たっては、別紙の「個人情報の取扱いについて」について説明を受けました。

ふりがな 氏名		性別	□男性 □女性 □（　）
		生年月日	□昭和 □平成 □令和 □西暦 年 月 日（　歳）
住所	〒 －		
電話番号	自宅 － －	携帯	－ －
来庁者（相談者以外の場合）	ふりがな 氏名	相談者との関係	□家族（本人との続柄：　） □その他（　）
	電話 － －		

■家族構成

氏名	続柄	生年月日	勤務先・学校名
		昭和 平成 令和 西暦 年 月 日 歳	
		昭和 平成 令和 西暦 年 月 日 歳	
		昭和 平成 令和 西暦 年 月 日 歳	
		昭和 平成 令和 西暦 年 月 日 歳	

■担当者記入欄

相談内容に○をつけてください（複数可、優先度の高いものは◎）。

	病気や健康、障がい		住まい		収入・生活費
	家賃やローンの支払い		税金や公共料金等の支払い、債務		生活全般
	仕事探し、就職		仕事上の不安やトラブル		地域との関係
	家族との関係、子どもからの暴力		子育て		介護
	ひきこもり・不登校		DV・虐待		食べるものがない

特記事項

（今回の対応）

当所属の継続相談　有・無

相談が必要と思われる部署

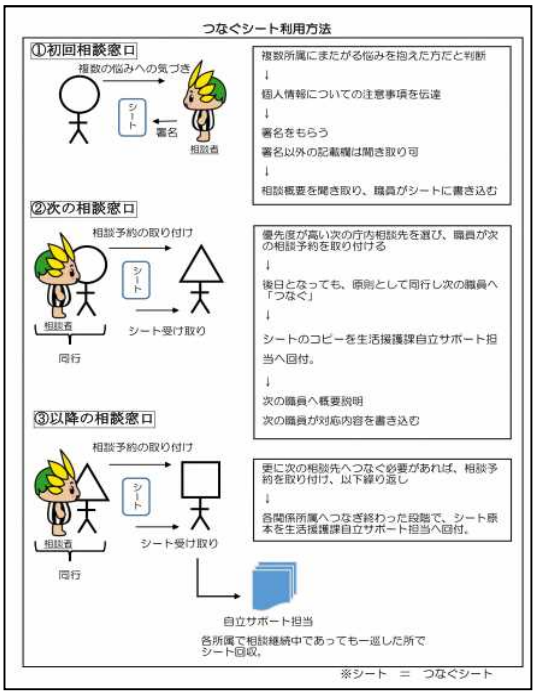

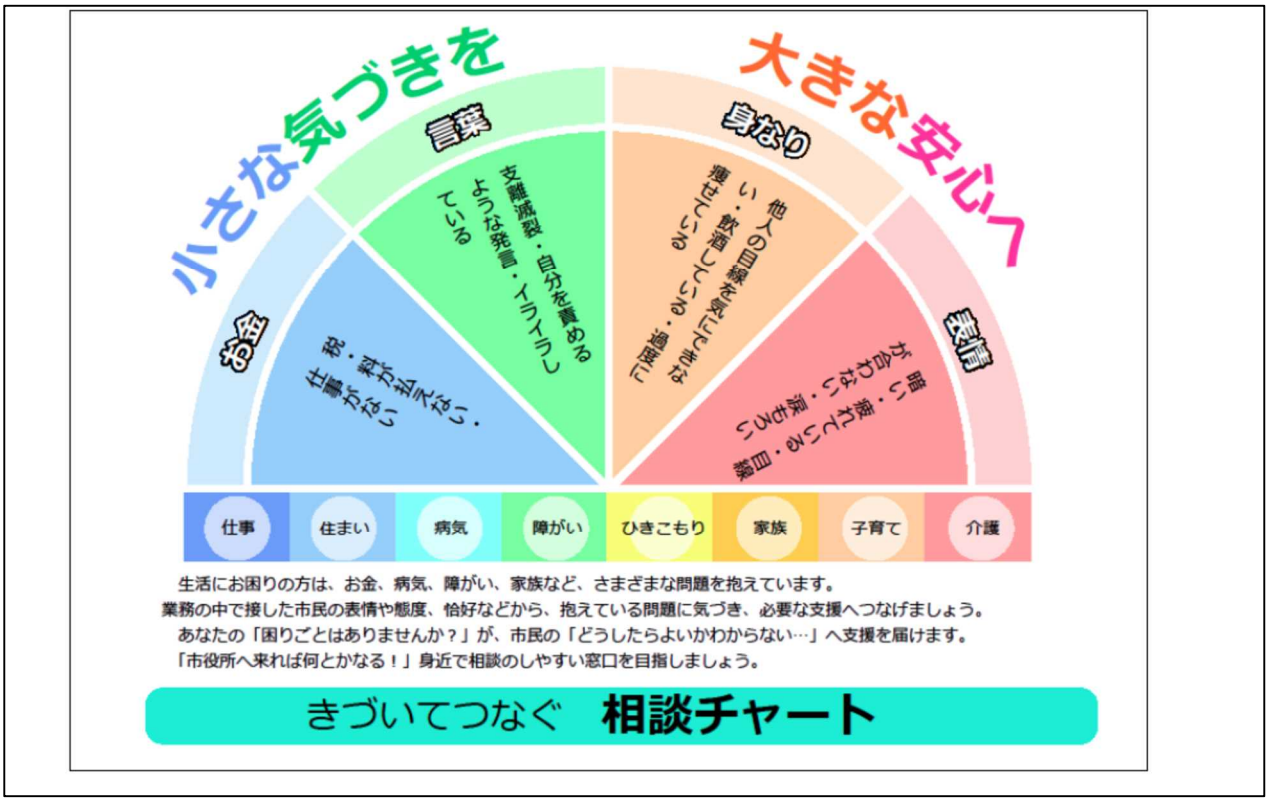

（５）「地域」と「行政」が一体となってコロナ禍の相談支援に向き合う

令和２年度はコロナ禍の影響による相談が急増し、同時に社会保険・税務・雇用・商業振興・福祉等さまざまな領域でコロナ関連支援策が打ち出され、その対応や情報収集に追われました。そうした毎日の中で①生活不安に関する相談の受け皿になる、②多岐に及ぶ施策を包括的に市民に届ける、③相談現場で気づいた課題から自治体独自の政策形成を行う、といったことが基礎自治体に求められていると感じました。

本市ではコロナウイルス感染症拡大に対するさまざまな施策の一環として、対象者の属性を問わず「断らない相談支援」を掲げる生活困窮者自立支援制度を活用した対応も行いました。

広報誌やＳＮＳ等を用いた相談窓口の積極的な周知、フードバンクへの相談補助員の配置、市営住宅を活用した住居喪失者の生活再建、市社協によるフードドライブや学習支援活動を応援するスタディドライブ（学用品の寄付）など、市役所各部署や関係団体との連携による事業が実施されました。

　これらの取組は、「断らない相談支援」の実践の中で培われた連携関係なくしては実施できなかったものだと思います。

　令和３年６月には「座間市居住支援協議会」も立ち上がりました。これからも地域と行政が一体となった包括的な支援体制の構築を進めていきたいと考えています。

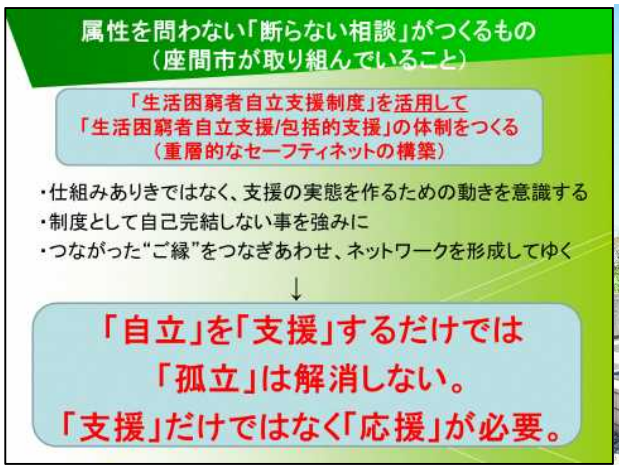

（※１）座間市の取り組み以外にも参考とさせていただいた野洲市、足立区の事例等が厚生労働省実施の平成 30 年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度における情報共有を円滑化するための会議体のあり方に関する調査研究事業」（みずほ情報総研株式会社）に掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000525169.pdf
また、同社会福祉推進事業の一覧も掲載されており参考とすることができます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00002.html

※　自治体短信に執筆いただける自治体を募集しています。
　　また、自治体短信やＱ＆Ａで取り上げてほしいテーマについても意見をいただければ幸いです。

制度のご紹介

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の申請期間が延長されました！！

令和3年7月以降、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（以下、「自立支援金」という。）の支給申請が開始され、申請期間は8月末までとされておりましたが、**11月末まで延長されました。**各自治体の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯に対して、引き続き、自立支援金の支給についてご協力をお願いします。

【概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対しては、これまで緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきたところ、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、特例貸付を利用できない世帯が存在する。

こうした世帯に対しては、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、自立支援金を支給する。

【支給対象となる方の主な要件】

再貸付を終了するなど緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、以下の要件（住居確保給付金に沿って設定。ただし借家世帯のみならず持ち家世帯も対象）を満たすもの。

・収　入：①市町村民税等均等割非課税額の 1/12
　＋②住宅扶助基準額以下
（例：　東京都特別区　単身世帯 13.8 万円、
　2 人世帯 19.4 万円、3 人世帯 24.1 万円）
・資　産：預貯金が①の6倍以下
　（ただし 100 万円以下）
・求職等：ハローワークでの相談や応募・面接等、
　又は生活保護の申請

【支給額（月額）】

単身世帯：6万円、2人世帯：8万円、3人以上世帯：10万円

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給は可能とする。

【支給期間】

3ヶ月（申請受付は11月末まで）

・支援金の申請月より前に再貸付が終了している者・・・申請月から3ヶ月支給
・支援金の申請月に再貸付（3ヶ月）を受けている者・・・申請月の翌月から3ヶ月支給

詳しくは厚生労働省の生活支援特設ホームページをご覧ください。

https://corona-support.mhlw.go.jp/shien/index.html

【その他】

特に求職活動要件については、多くのお問い合わせをいただいておりますが、

・求職活動要件の確認に当たっては、新型コロナウイルスの現下の感染状況を踏まえつつ、Q＆Aに記載した考え方を援用して柔軟にご対応いただきたいこと、
・既に仕事がある方について、収入増には副業によるものも含まれるため、求職活動等要件を満たしていれば、必ずしも転職まで求めるものではないこと、
・申請にあたってハローワークの求職申込みを要件としているところ、9/21 から可能となっているオンラインでの求職申込みでも差し支えないこと、

等、留意点を「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 Q&A の改訂 について （その13）」（令和3年9月1日付事務連絡）等でお示ししているところですので、そちらもご参照いただきつつ、引き続き支給事務へのご協力をお願いいたします。

Q&A 「こんな時」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q よく「スティグマ」対策と言われますが、具体的にどういうことをすれば良いのでしょうか。

A 「スティグマ」とは、一般的に、ネガティブな烙印を押されることを意味しています。社会的には、スティグマの対象となった属性の人々に対する差別や偏見が生じてしまうほか、そうした属性に対して自らマイナスの感情や恥辱を感じてしまい、制度や事業の適切な利用に結びつかず、結果的に、本来支援が必要な人に必要な支援が届かなくなってしまうといった問題があります。このため、制度の運用や事業の実施にあたって、我々は常にスティグマ対策を念頭に業務を遂行しなければなりません。

個人に着目したスティグマについて

いきなりスティグマ対策を考えようとしても難しいと思います。まずは制度を利用する本人に着目して、どうしてスティグマが起こるのか考えてみましょう。ある論文（※）によれば、制度を利用する本人の負い目として、生活面の負い目と仕事面の負い目があるとされています。生活面では、本人は家族や知人との関係が良好でなく、連絡や相談することに二の足を踏み、そのような関係であることを負い目としていたり、仕事面では、解雇等によって仕事を失ったことに対する負い目があるので、制度を利用するということにより、自分自身をそうした負い目を抱えている者と捉えてしまい、スティグマに陥ってしまう、という流れがあるようです。もちろんそれが全てではありませんが、こうした負い目がスティグマとなり、制度の利用を躊躇させてしまうことにつながっていると考えられないでしょうか。

環境に着目したスティグマについて

次に環境に着目して考えてみましょう。こちらもある論文によれば、「負のまなざしとしがらみ」があると紹介しています。セーフティネットとなる制度を利用人々に対する好意的な感情を抱いておらず蔑視や負のまなざしが向けられてしまうため、それを回避するため本人が制度や事業の利用を躊躇してしまうそうです。つまり地域の中には制度を利用する方に対する蔑視や誤解から制度にスティグマが付与されてしまい、ここから発展して地域や家族・友人に知られないよう孤立して制度を利用しなくなる、あるいは家族・友人に知られないよう制度を利用しなくなり孤立していく、ということに繋がっていると考えられないでしょうか。

何ができるか

どちらについても直ちに有効な方法はありませんし、本人が感じる負い目を完全に消すことは難しいかもしれませんが、負い目を軽減することはできるかもしれません。例えば、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習・生活支援事業では、困窮世帯だけでなく、それ以外の子どもたちに対して一緒に学習支援を実施し、困窮世帯の子どもたちが感じる負い目を軽減する方法を採用している事例があります。つまり「みんなで一緒にやっている」という良い意味での曖昧さが制度や事業の利用促進に有効ではないかと思うのです。

また、支援者として本人の思っている気持ちに寄り添い続けていくことが大切です。支援をしている中で「どうせ話したってわからないでしょ」と言われることもあるでしょう。その時に「わかります」だけでは伝わらないのです。支援者が本人とまったく同じ経験をしていることはないでしょう。また、似たような経験をしていたとしてもひとりひとり状況は違います。その違いを理解して、本人につながり続けながら「一緒に解決する方法を考えていきたい」ということを伝えていただきたいのです。こうした伴走する意識を持ちながらスティグマを抱えた本人に向き合うことも大切な視点ではないかと思います。

（※）松岡是伸（2021）「生活困窮者自立支援におけるスティグマの付与に関する考察」

Q&A 「こんな時」「こんなこと」をどう考えるか、わかりやすくお伝えするコーナーです。

Q よく「ヤングケアラー」への支援が必要と言われますが、具体的にどういうことをすれば良いのでしょうか。

A 「ヤングケアラー」とは、法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。少子高齢化や核家族化の進展、共働き世帯の増加、家庭の経済状況の変化、親が日本語を話せない（外国籍など）世帯といったさまざまな要因が背景にあり、こうした言葉は２０１０年代後半から少しずつ定着してきました。令和２年 12 月から令和３年１月にかけて、初めて厚生労働省と文部科学省が共同で行った実態調査では、世話をしている家族が「いる」と回答した中学２年生は 5.7%（約 17 人に１人）、高校 2 年生で 4.1%（約 24 人に１人）という調査結果が出ています。ヤングケアラーは、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うことで、本人の育ちや教育に影響があるといった課題がありますが、家庭内のデリケートな問題、本人や家族に自覚がないといった理由から表面化しにくい構造になっています。

そのため、ヤングケアラーに対しては、様々な分野が連携したアウトリーチによる支援が重要であるため、厚生労働省と文部科学省と共同で「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、連携の強化・支援の充実を図っています。

今後取り組むべきことについて

ヤングケアラーの実態は表面化しにくく、本人は誰にも相談できずに日々一人で耐えている状況があります。そのため、ヤングケアラーとその家族へ支援を行うにあたっては、学校においてヤングケアラーの早期発見・把握に向けて、スクールカウンセラー等を含む教職員への研修等を行うとともに、福祉、介護、医療、教育等といった様々な分野が連携し、アウトリーチにより早期に発見することが重要です。生活困窮者自立支援制度においても関係機関等と緊密に連携して早期発見に取り組んでいくことが求められています。

生活困窮者自立支援制度では、例えば、子ども食堂やフードバンクをはじめとする団体の連携をより一層進めることで、学校に通えず、福祉事業者とのつながりがないなど、家族以外との接触のないヤングケアラーの早期発見につながるかもしれません。もちろん連携といってもすぐに解決することは難しい問題ですが、生活困窮者支援に携わっている方々はその存在や端緒に気づくことも多いと思います。重要なのは、常に「アンテナを磨く」ことと、地域で「ネットワークを構築する」ことだと考えます。こうした取り組みを少しずつ広げていくことが大切です。

支援策の推進と社会的認知度の向上について

早期発見したヤングケアラーの心身の負担を軽減し、子どもらしい生活を送ることできるよう、多機関連携によるヤングケアラーへの支援の在り方についてモデル事業を実施し、その成果をマニュアル等にまとめ周知を行う予定です。

ヤングケアラーという名称は社会的認知度がまだまだ高いとは言えません。子ども自身の認知度を向上する必要がありますし、周囲の大人の理解を深め、ヤングケアラーの存在に気づき、必要な支援に繋げるためにも、ヤングケアラーの社会的認知度を向上させることが重要です。来年度から３年間を「集中的取組期間」としていますので、本号でもご紹介させていただきました。これをお読みになった皆様におかれましても、ヤングケアラーについてご理解いただくとともに、関係者への周知・理解促進にご協力をお願いします。併せて、家族のケアやお手伝いをすること自体は本来素晴らしい行為ですが、過度な負担により学業等に支障が生じたり、子どもらしい生活が送れなかったりすることが課題である点を理解した上で、「ヤングケアラー＝悪いこと」というメッセージとならないよう重ねてお願いいたします。